

平成30年度町政懇談会でいただいた

ご質問・ご意見などを紹介します！

平成30年度町政懇談会には、4会場・5回の開催で合計111人の皆さまに会場いただきました。ご多用のところお越しいただき、ありがとうございました。

懇談会では、町から今年度の重要施策や重点項目など、町政の状況を説明した後、出席いただいた皆さまと意見交換を行いました。

懇談会で出されたご意見などを紹介いたします。

日時		場所	出席者
10/11 (木)	① 10:00~11:45	文化交流センター 「学びの森」(富岡町)	① 35人
	② 18:00~19:32		② 21人
			合計 56人
10/13 (土)	10:00~10:44	荏原地域第5センター (東京都 品川区)	5人
10/20 (土)	10:00~11:21	郡山市役所 (郡山市)	27人
10/27 (土)	10:00~11:20	いわき地区 多目的集会施設 (いわき市)	23人

町政懇談会に来てくれて、
ありがとうございますっぴ！
懇談会当日の町からの説明を、
富岡町公式チャンネルYouTube
で見ることができるっぴ♪





帰還困難区域の再生

早くふるさとの我が家で暮らしたいので、特定復興再生拠点区域を1日も早く解除してほしい。

「特定復興再生拠点区域 復興再生計画」を円滑確実に実施するために、国・県・町で構成する「特定復興再生拠点整備推進会議」を設置し、迅速かつ継続的に課題等に対応して、本計画を推進しています。

町としても、“帰還困難区域の再生なくして、富岡町の真の復興は果たせない”の信念のもと、しっかりと取り組んでまいります。

特定復興再生拠点区域とならなかった区域は、今後どうなるのか。

町としては、帰還困難区域全域の再生は不可欠であると考えており、平成29年12月に策定した「富岡町帰還困難区域 再生構想」でも明記し、国へ訴え続けました。

しかしながら、改正福島復興再生特別措置法の制度上、どうしても帰還困難区域の中に特定復興再生拠点区域を設定しなければならず、帰還困難区域の皆さまと意見交換をさせていただき、その区域を国道6号沿線西側全域としましたが、このままでよいとは考えていません。

町として、全域の避難指示解除に向けてしっかりと努力していくことを、約束いたします。

また、特定復興再生拠点区域とならなかった区域の早期整備のスケジュールと、当面の支援を具体的に示すよう、国に求めているところです。



町内の生活関連サービス

町内で生活しているが、眼科や歯科、理髪店がないので大変不便である。事業者への補助など、再開を支援するべきではないか。

医療と生活関連サービスの体制の状況が帰還判断になることは、十分に認識しており、関係機関と連携して個別に働きかけをしていますが、「町内居住者が少ない現状では安定的な経営が見込めず、再開を迷っている」という状況です。

今後も、継続的に、国・県・町の補助制度を紹介しながら、再開してもらえるよう協議を続けていきます。

なお、医療機関については、広報紙「広報とみおか9月号お知らせ版」に『双葉郡と南相馬市小高区の医療機関マップ』を同封して配付するとともに、町ホームページに掲載していますので、今のところは、そちらで受診ください。

県立ふたば医療センター附属病院は、救急のときしか受診することができないのか。

ご認識のとおり、夜間や休日の二次救急医療機関となりますので、通常の診療は、原則、町立とみおか診療所や富岡中央医院で受診くださるようお願いいたします。



除染・放射線量・家屋解体

除染により放射線量が低減していることは分かったが、それでももっと低減させなければならないと思う。町として、この数字でよいと考えているのか。

昨年度の事後モニタリングで、宅地の平均放射線量が $0.42 \mu\text{Sv/h}$ になりました（町政懇談会説明資料の7ページをご参照ください。）が、これは、あくまでも平均値であり線量が高い箇所も残っています。このような箇所は、現在も継続して環境省によるフォローアップ除染を行っていますので、不安を感じましたらご相談ください。

また、国・町は、長期目標として『追加被ばく線量 年間 1mSv 以下』になることをめざすこととしており、町としては、できる限り線量を低減するよう、環境省へ継続してフォローアップ除染を求めています。

宅地周辺の山林は、いつ除染するのか。

環境省では山林除染の方針を示しておらず、現在は、住宅周辺の森林の中で、住宅に影響のある箇所の除染を行っています。

放射線量にご不安がある場合、環境省へ除染を求めますので、担当（復興推進課）までご連絡ください。

避難指示解除区域の中で、放射線量が高い地区はどこか。

地区として高線量になっているのではなく、例えば、「森林を背にしている宅地は宅地の除染だけでは線量が低減しきれない箇所がある」ということです。

仮置場の除染廃棄物が増えていると感じており、今後はさらに増え続けると思われるが、避難指示解除をめざす時期に撤去できるのか。

小良ヶ浜・深谷地区の仮置場には、現在約120万袋の除染廃棄物が仮置きされている状況で、今年度は約16万2千袋を運び出す計画ですが、除染の進捗によりさらに仮置きする廃棄物も発生します。

仮置場に入ってくる廃棄物と運び出す廃棄物の計画を立て、年々仮置場の廃棄物を減らしていくこととしており、特に特定復興再生拠点区域の仮置場は、避難指示の解除前までに搬出完了するよう進めていきます。

家屋解体の手続き方法を知らず、申請できなかったために残ってしまう
荒廃家屋について、何か対策はあるのか。

避難指示解除区域の家屋解体の受付は平成30年3月に終了しましたが、相続などで特別な事情がある場合は、環境省が個別に対応することになっています。

このことについては、平成31年3月に避難指示解除区域の片付けごみの回収が終了することとともに、広報・周知していきます。



防犯対策

町内で各種防犯パトロールを実施しているようだが、声かけをせずに車で通過するだけでは意味がないのではないか。

現在、町が行っているパトロール事業は、

- ① 町が委嘱する消防団員が消防車両で巡回する「とみおか守り隊」（帰還困難区域を含む。）
- ② ①の夜間業務として、町が委託する民間事業者が青色蛍光灯巡回車両で周回する「巡回型パトロール」（帰還困難区域を含む。）
- ③ 町が委託する民間事業者が、町内居住者宅の周辺に特化して行う「訪問型パトロール」
- ④ 町内居住者宅を直接訪問し、町内生活の不安や困りごとを聞き取る「町民パトロール」

の4種類で、その他双葉警察署によるパトロール（帰還困難区域を含む。）も実施中です。

ご指摘の点については、町が実施する事業は「お声かけ」を徹底するとともに、警察署にもご意見をいただいたことを伝えます。

なお、町では町内の主要道路に防犯カメラを設置しており、映像を警察署に情報提供したことにより解決につながった実例があることを、報告いたします。

パトロールを受託している事業者について、昼間の周回中に助手席の者が寝ているように見受けられた。また、夜間、空き地に停車して休憩していると耳にした。町は事実確認をしたのか。

速やかに事実確認をしたところ、昼間の周回中に助手席の者が寝ているように見受けられたことについては、そのようなことはないという回答を受けましたが、今後は町民の皆さまに誤解を与えることのないよう注意しました。

また、夜間業務中の休憩については、労働基準法の規定により認められているものの、所定の場所でなかったことが判明しましたので、今後同様のことが発生しないよう指導しました。



町の現状

夜ノ森駅の整備事業について、地域・地元への説明は予定しているのか。

夜ノ森駅は、橋上駅となり、新しく東西自由通路とエレベーターを設置します。また、駅の東西に駅前広場を整備します。

現在、設計を進めている段階ですが、詳細が確定しましたら地域・地元の皆さまに説明させていただく予定です。

電車やバスの便数が少なく、非常に不便だ。町内で用事を済ませることができず町外に行くこともあるので、町から要望してほしい。

便数の増加やダイヤの改正など、JRやバス会社と協議していきます。

イノシシの出没が不安であるが、どのような対策をとっているのか。

長期にわたる全町避難の影響により、発災前にはなかった市街地へのイノシシの出没が増えています。

避難指示が解除された区域は富岡町鳥獣被害対策実施隊、帰還困難区域は環境省が委託する事業者による駆除を行っており、累計で約2,000頭を捕獲しました。

イノシシによる被害は全国的な問題でもあり完全な駆除は困難ですが、関係機関と連携し、少なくできるように努めてまいります。

また、電気柵などのイノシシ侵入防止柵を設置した場合、その費用の一部（資材購入費の2分の1・上限6万円）を助成しています。

なお、帰還困難区域については、立ち入りに制限があり、漏電対策などの管理が困難であることから電気柵はできませんが、ワイヤーメッシュ（金網、フェンス）の設置が可能であり、こちらも助成の対象となります。

家屋を解体した後の更地などの空き地に雑草が生い茂っているところがあるが、町で対策をしないのか。

検討事項であることは認識していますが、個人資産の管理に町費（税金）を投入することは非常に困難ですので、所有者が自ら管理を行う意識を高めただけのように努めていきます。

また、住民意向調査によりますと、5割以上の方々が「町との関わりを持ちたい」と回答していますので、町に足を運んでいただきながら自身の資産の管理を促していきたいと考えています。

除染の影響で道路舗装に劣化が見られる。また、イノシシによる道路法面の崩落もあるので、補修を徹底してほしい。

除染により町道に損傷を与えた場合、町は環境省へ補修を求めています。イノシシによる法面も含めて、お気付きの箇所がありましたら、担当（復旧課）までご連絡をお願いいたします。

県道「小野富岡線」の進捗状況は。

県道「小野富岡線」は、道路改良だけでなく福島復興道路として、福島県相双建設事務所が整備を進めており、高津戸工区は大菅地内のJR跨線橋に接続する予定です。

なお、狭小な箇所があるため、福島県において新しいルートも含めて調整中です。

常磐自動車道広野インターチェンジ以北の4車線化を要望しているのか。

常磐自動車道沿線の各自治体に関わることから、双葉地方町村会として毎年、国への要望活動を行っています。

町内を走る復興関連事業の車両（ダンプカーなど）が、早い速度で走行
して危険とを感じるが。

町としても同様に認識しており、あらゆる機会を通して双葉警察署に提起
してきていますが、今後も交通事故防止の観点から、さらに申し入れをして
いきます。

アーカイブ拠点施設の建設予定地はどこなのか。

文化交流センター「学びの森」の西側に建設された廃炉国際共同研究セン
ター国際共同研究棟の北側に予定しており、生涯学習施設である「学びの森」
と連携した利活用を図る考えであります。

避難指示解除区域での、来年度以降の一般ごみの収集はどうなるのか。

平成31年度以降のごみの収集は、発災前のおり、双葉地方広域市町村
圏組合での処理となります。

これに伴い、平成31年4月から指定ごみ袋による分別回収が再開するこ
ととなります。分別方法や回収日などの詳細は、今年度末に配付予定の「平
成31年度版ごみカレンダー」に掲載します。

プレミアム付き商品券の販売状況は。

10,000セット中、7,750セットを売り上げました。

(11月15日現在では、8,560セットを販売済です。)

空き家・空き地バンク事業は、不動産業者と連携しているのか。

物件の調査は、県宅地建物取引業協会を通して不動産事業者に行ってい
だいています。

なお、町が委託する「一般社団法人 とみおかプラス」では、この事業の
申請受付や、調査後物件のホームページでの情報提供などを担っています。



税金

平成31年度以降通常課税となる住民税について、なぜ住むことができない帰還困難区域も同じ扱いなのか。

住民税は、避難指示の有無によるものではなく、また現在生活を送っている場所が町内であっても町外であっても、所得税と同様に所得に対して課税されるものです。

固定資産税の課税にあたり、再評価を行うのか。

固定資産の評価は、3年に1回見直しを行うもので、今年度がその年となっており、土地・家屋ともに震災と原発事故の影響を考慮した評価を行います。

国民健康保険税について、帰還困難区域が全額減免継続で、避難指示解除区域は課税するのは、不公平ではないか。

国の減免制度により、現在の国民健康保険税は、避難指示解除区域の方の場合、世帯すべての被保険者合計所得が600万円を超えない世帯は全額減免、600万円を超える世帯は通常課税しています。また、帰還困難区域の方の場合、所得に制限なく全額減免となっています。

つまり、解除区域と帰還困難区域の差は、被保険者合計所得が600万円を超える場合に、解除区域は通常課税、帰還困難区域は全額減免となるところであり、「国の減免制度が継続となるか否か」が国民健康保険税全体の大きなポイントです。

なお、来年度についても同様となり、国の減免措置が継続となるか否かは、平成31年2月ごろに決定する予定です。



町内居住者

町内居住者について、従来からの町民と新規住民との比率や、行政区別割合、年齢別割合はどのような状況か。

元々富岡町にお住まいだった方も、新たに住民登録された方も、同じ富岡町民ですので、区別せずに両方を合計して町内居住者数を公表しています。

また、居住者が多い行政区は、

- 中央行政区に約200人
- 小浜行政区に約130人
- 王塚行政区に約100人 となっています。

年齢別割合につきましては、

- 0～19歳 約40人
- 20～39歳 約150人
- 40～59歳 約260人
- 60～79歳 約250人
- 80歳～ 約90人 です。

なお、住民票上の転入をせずに富岡町で生活をしている方（一部の作業員の方など）を含めると、約1,500人が居住していると思料されます。

（人数は、平成30年10月1日時点です。）

町職員数とその内富岡町内で生活する人数は。また、町民に帰還を促進するには、町職員が率先して町内で生活すべきでないか。

富岡町の本庁舎では、正職員は約130人が勤務しており、その内約40人は町内で生活しています。

また、町職員が率先して町内生活をすべきという意見を否定することはありませんし、そうなることが理想だとも思いますが、各職員にも町民の皆さま同様に、小さな子どもや介護が必要な高齢者を抱えるなどの事情があります。さらには、自宅が帰還困難区域である職員もおり、そういった状況の中で40人が町内生活を送っていることが実情です。

今後、町内で生活する職員が増えるよう、可能な職員からそのようにしていく雰囲気づくりに努めます。



営農再開

農地保全管理事業は平成31年度をもって終了することとなり、農地の荒廃が懸念される。今後の農業復興・営農再開をどのように考えるのか。

農業者や農地所有者の皆さまに今後の営農再開意向などのアンケートを行いました。再開する考えの方が少なく、営農再開意欲の昂進と担い手の確保が喫緊の課題です。

現在、町では、農林水産省や福島県、JA、農業委員会、農業復興組合などの関係団体と連携して、基幹産業である農業の復興について、農業アクションプランに基づき具体的に検討しています。

今後、大学との連携、法人組織の立ち上げなど、町としての方向性を示せるよう努めていくとともに、新規・再開を問わず営農に意欲のある方を支援していきます。

平成31年に町内帰還して農業を再開したい。ハウス設置の補助事業はあるか。

営農を再開するための各種補助メニューはあります。ただし、いずれのメニューも出荷することが条件となり、自家消費用の作物栽培は対象となりません。

詳細は、担当（産業振興課）までお問い合わせください。



町の財政

町の自主財源の割合について、震災前後のそれぞれを教えてください。

震災前における割合は、概ね、「自主財源：依存財源＝60％：40％」です。また、震災後は年度によりばらつきがあるので、昨年度の状況を申し上げますと「自主財源：依存財源＝15％：85％」となっています。

今後の町の財政については、復興・創生期（平成32年度まで）以降も国の交付金などの財源は必要であり、支援は不可欠であると訴えていきますが、一方で、歳入に見合った歳出を考えていかなければならないと思っています。



合併・広域連携

今後、富岡町だけで自治体運営ができるのか。近隣町村や双葉郡全体での合併は議論しているのか。

“平成の大合併”後に、住民サービスが低下した地域もあるので、合併する効果や影響を検証しなければなりません。

現段階では、上水道（双葉地方水道企業団）、消防やごみ処理（双葉地方広域市町村圏組合）など、震災前から近隣町村の連携・協力で実施している、この体制を広げていくことが重要であると考えています。



管理型処分場・風評対策

管理型最終処分場の受け入れにより、特に県外では「住んで大丈夫な地域なのか」と言われるなど、風評被害が根深いと感じる。

除染や家屋解体による廃棄物を処分する施設を、国が国有化して管理することを条件とし、原発立地町の責任として、苦渋の決断で受け入れました。現在、国が現地事務所を設置して直接管理しており、町としては、空間線量や放流水の濃度の丁寧なモニタリングなどにより、しっかりと監視するよう求めています。

なお、町では、風化・風評対策の1つとして、『復興状況と町の現状』の視察の受け入れを行っており、一部を除く避難指示の解除以降、約100団体の皆さまの対応をさせていただいています。

特に県外の皆さまの中には、原発事故直後のイメージが未だに残っている方もおり、視察後には、「実際に現地で、見て・聴いて・感じなければ分からない」という意見が多く出されます。町民の皆さまからも、実際に行ってみることをお勧めいただけますと幸甚です。

管理型最終処分場は、海岸沿いの地域に設置すべきでなかったか。

海沿いに限らず、このような施設を新たに整備するとなると、様々な問題が発生します。

今回は、国から、「既存の施設を国有化し国がきちんと管理するので、この施設を活用させてほしい」と打診があり、町としましては、富岡町だけでなく福島県全体の復興・再生のために受け入れを決断しました。

トリチウムを含んだ水の処分（海洋放出）について、町としてはどのように考えているのか。

ALPS処理水（トリチウム等を含んだ水）の取り扱いを巡っては、政府の小委員会が8月に公聴会を開催し、海洋放出を含め様々な方法が示されました。

この問題は、国全体の問題と認識しており、国民的な議論が必要と考えています。また、町としては、国民の理解がない中で安易な処分方法の決定はあり得ないと考えています。



情報発信

町公式ホームページが10月にリニューアルされたが、役場開庁時間の表示など、改善が必要と感じるが。

リニューアル後のホームページに対して、「見にくくなった」「検索しにくくなった」などのご意見もいただいています。速やかに改善し、快適に閲覧いただけるように努めます。

『とみおかアプリ』の利用人数、利用頻度の高いカテゴリは。

『とみおかアプリ』は昨年4月に運用を開始し、現時点で1,600台（端末）のダウンロードとなっています。

また、利用頻度の高いカテゴリとしては、イベントカレンダー（33.7%）、町からのお知らせ（23.1%）、コミュニティ広場（12.5%）などとなっています。

各種電子媒体での情報発信について、パソコンで見ることにはできるのか。

町公式ホームページはもちろん、町公式フェイスブック、とみっぴーフェイスブック、町公式ユーチューブもインターネットにつながっているパソコンで閲覧いただけます。

また、携帯電話の一部の機種（一部の「らくらくスマートフォン」）では『とみおかアプリ』がダウンロードできないことを町でも認識しておりまして、役場庁舎、各支所、交流サロンなどの町有施設に皆さまが使うことができるタブレットを配置していますので、ぜひご利用ください。

タブレット貸与に関するアンケートがあったが、その結果は。

町は、今年7月から8月にかけて、「町の情報提供に関するアンケート」を行い、この中でタブレット無償貸与（ただし、通信費は利用者負担となります。）の希望調査を行いました。

現在、集計・分析中ですが、約240件の貸与希望があり、NTTドコモと協議をしている段階ですので、いましばらくお待ちください。

町政懇談会の開催は広報紙で知ることができたが、出席者を増やすために自治会を通じた案内などを考えてみてはどうか。

前年度の反省から、10月に町政懇談会を開催することを今年度の早い段階で決定し、広報紙8月号に開催日と開催場所を、広報紙9月に開催日と開催会場を掲載し、同様に町ホームページにもアップするなど、早期の周知に努めました。その上で、広報紙9月号お知らせ版に開催案内と説明資料を同封しました。

ご提案のありました自治会長にご協力をいただくことは、周知の強化が見込めますので、町政懇談会に関わらず、町行事全体について具体的に検討していきます。

富岡町から転出した後も、町からの郵送物は届くのか。

役場庁舎や各支所の窓口で転出の手続きをされる際に、町から「今後、町からの郵便物はどうしますか？」とお尋ねしています。そのときに、「送付してほしい」と伝えていただくことで、広報紙「広報とみおか」をはじめ町からの郵便物を継続してお送りいたします。

未来へと つながれ ひろがれ 富岡町

富岡町役場

本庁舎

〒979-1192

福島県双葉郡富岡町大字本岡
字王塚622-1

電話 0240-22-2111

FAX 0240-22-0899

いわき支所

〒970-8024

福島県いわき市平北白土字宮前8

電話 0246-88-1987

FAX 0246-88-1975

郡山支所

〒963-0201

福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5

電話 024-983-9021

FAX 024-961-3441

